

令和4年10月1日から 建築行為を伴わない既存住宅の 認定制度が創設されました。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、住宅の構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められる既存住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合に、「長期優良住宅維持保全計画」を作成し、認定の申請をすることができます。

🏠 既存住宅（長期優良住宅維持保全計画）の認定申請手数料

| 区分 | | 金額 | |
|-----------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | 確認書等※1を添付する場合 (事前審査を受ける場合) | 広島市へ直接申請する場合 (事前審査を受けない場合) |
| 一戸建ての住宅※2 | | 19,000円 | 72,000円 |
| 共同 住宅等 | ～500㎡以下 | 35,000円 | 169,000円 |
| | 500㎡超～1,000㎡以下 | 58,000円 | 271,000円 |
| | 1,000㎡超～3,000㎡以下 | 97,000円 | 535,000円 |
| | 3,000㎡超～5,000㎡以下 | 155,000円 | 958,000円 |
| | 5,000㎡超～10,000㎡以下 | 237,000円 | 1,647,000円 |
| | 10,000㎡超～20,000㎡以下 | 403,000円 | 3,048,000円 |
| | 20,000㎡超～30,000㎡以下 | 510,000円 | 4,355,000円 |
| | 30,000㎡超～ | 580,000円 | 5,335,000円 |

※1 登録住宅性能評価機関にて交付される長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

※2 居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限りです。

🏠 認定申請に係る添付図書

登録住宅性能評価機関が交付する確認書等を添付して認定申請を行う場合の添付図書は、次のとおりとなります。

詳細については、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」及び「広島市長期優良住宅の認定等に関する要綱」をご確認ください。

| 添付図書 | | |
|---------|----------|---|
| 付近見取図 | 床面積求積図 | 工事履歴書（確認済証の写し等、新築及び増改築の時期が確認できるもの） |
| 配置図 | 2面以上の立面図 | 居住環境基準及び災害配慮基準確認報告書 |
| 各階平面図 | 断面図又は矩計図 | 要綱第3条各号に掲げる基準が適用される場合には、当該基準に適合していることを証する書類 |
| 用途別床面積表 | 状況調査書 | |

【お問い合わせ先】

広島市都市整備局 住宅部 住宅政策課（広島市役所5階）

電話：082-504-2292 / E-mail：jutaku@city.hiroshima.lg.jp